

情報公開・個人情報保護審議会 諮問・報告事項

| | |
|----|-----------------------|
| 件名 | 中学生等に対する学習支援業務の委託について |
|----|-----------------------|

内容は別紙のとおり

条例の根拠

【報告】

◇第14条第1項（業務委託）

（担当部課：福祉部生活福祉課庶務係）

事業の概要

| | |
|-------------|--|
| 事業名 | 中学生等に対する学習支援業務 |
| 担当課 | 生活福祉課及び保護担当課 |
| 目的 | 生活保護受給世帯の中学生について、全日制高等学校への進学率を高めるとともに、全日制高等学校での学習を継続して支援することにより、安定した就労の機会を増やし、経済的自立を助長することをもって、「貧困の連鎖」の防止を図るため |
| 対象者 | 新宿区の生活保護受給世帯の中学生（本事業による学習支援（以下「学習支援」という。）を受けて全日制高等学校に進学した者を含む。）のうち、学習支援を受けることを希望する者（以下「支援学生」という）及びその保護者 |
| 事業内容 | <p>「生活保護世帯の世帯主が、過去に生活保護を受給したことがある世帯で生育した割合が25%を占めていること」及び「高等学校卒業の資格がない者（中学校卒業のみの者、高等学校中途退学者）が再び生活保護を受ける割合が高いこと」について、厚生労働省の研究会で報告されている。</p> <p>そのような状況の中、新宿区においては、生活保護受給世帯の中学生について、全日制高等学校（以下「高等学校」という。）への進学率を高め、安定した就労の機会を増やし、経済的自立を助長することをもって「貧困の連鎖」の防止を図るため、学習支援事業を実施している。（平成25年度第1回本審議会了承事項）</p> <p>平成26年度においては、平成25年度に学習支援を受けて高等学校に進学した者のうち、学習支援を引き続き受けることを希望する者に対し、高等学校生活への定着を図るため、高等学校に進学した年の8月31日まで学習支援を行うこととした。</p> <p>よって、平成25年度第1回本審議会了承事項「中学生に対する学習支援業務の委託について」の一部を改める必要が生じたため、今回、改めて付議するものである。</p> <p>なお、学習支援事業の実施に当たっては、上記対象者の個別の状況に応じた寄り添い型の支援を行うと同時に、学習に関する専門性を必要とすることから、平成25年度に公募型プロポーザル方式で決定した事業者と引き続き連携して行っていく。</p> <p>※ 対象者数（見込み数） 約40人</p> |

件名 中学生等に対する学習支援業務の委託について

| | |
|---------------------------------|---|
| 保有課(担当課) | 生活福祉課及び保護担当課 |
| 登録業務の名称 | 中学生等に対する学習支援業務 |
| 委託先 | 株式会社 栄光 |
| 委託に伴い事業者処理させる情報項目(だれの、どのような項目か) | <p>【支援学生に係る情報項目】</p> <p>住所、氏名、生年月日、性別、電話番号、既往歴、学習環境、 〔支援学生が中学生の場合〕 在学情報(中学校名、学年)、学習成績、志望高等学校名 〔支援学生が高等学校生の場合〕 在学情報(高等学校名、学年)、学習成績</p> <p>【支援学生(中学生に限る。)の保護者に係る情報項目】</p> <p>住所、氏名、生年月日、性別、電話番号、既往歴</p> <p>【支援学生(高等学校生に限る。)の保護者に係る情報項目】</p> <p>住所、氏名、電話番号</p> |
| 処理させる情報項目の記録媒体 | 紙及び電磁的媒体 |
| 委託理由 | 支援学生及びその保護者に対し、個別の状況に応じた寄り添い型の支援を行うと同時に、学習に関する専門性を必要とすることから、平成25年度に公募型プロポーザル方式で選定した事業者を引き続き業務を委託する。 |
| 委託の内容 | <ol style="list-style-type: none"> 1 支援学生(中学生に限る。)に対し、全日制高等学校への進学を目的とした学習支援を行う。 2 支援学生(中学生に限る。)一人ひとりの学習状況に応じ、個々の学習支援計画を策定する。 3 上記2の計画に基づき、支援学生(中学生に限る。)及びその保護者に対し、学習支援、家庭訪問及び面接を行う。 4 支援学生(高等学校生に限る。)に対し、学習支援を行う。 |
| 委託の開始時期及び期限 | 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで |
| 委託にあたり区が行う情報保護対策 | <ol style="list-style-type: none"> 1 契約にあたり、別紙「特記事項」を付す。 2 収集した個人情報は各々ファイリングし、キャビネットに入れて鍵をかけて保管する。 3 個人情報を委託業務の実施場所へ持ち出す際は、区の「個人情報事故対応マニュアル」に準拠した対策を講じる。 4 支援学生の個人情報を扱う際は、委託業務の実施場所にそれぞれの業務に係る参加者名簿等個人情報書類を置き忘れないよう、複数の職員で状況を確認する。 |
| 受託事業者に行わせる情報保護対策 | <ol style="list-style-type: none"> 1 取扱責任者及び取扱者をあらかじめ指定し、区に報告する。 2 提供された情報は施錠できるキャビネットに保管する。 3 電磁的媒体の処理に係るパソコンの使用に際してはパスワードを入力するよう設定させる。 4 個人情報を委託業務の実施場所へ持ち出す際は、区の「個人情報事故対応マニュアル」に準拠した対策を講じさせる。 5 事業所及び委託業務の実施場所以外の場所において、上記情報項目に係る個人情報の出し入れを行わせない。 6 日々の委託業務の終了後は、委託業務の実施場所にそれぞれの業務に係る参加者名簿等個人情報書類の置き忘れがないよう、複数の職員で状況を確認させる。 7 委託業務の履行にあたり不要となった個人情報は、速やかに区に返還させる。 |

特記事項

(基本的事項)

- 1 乙は、個人情報の保護及び情報セキュリティの重要性について十分な認識を持ち、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、必要な措置を講じなければならない。

(秘密の保持)

- 2 乙は、業務に関して知り得た個人情報を一切第三者に漏らしてはならない。この契約が終了した後においても同様とする。

(適正収集)

- 3 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、その利用目的をできる限り特定し、その利用目的を達成するために必要な最小限の範囲内で、公正かつ適正な手段によって収集しなければならない。

(本人収集及び利用目的の明示)

- 4 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、本人に対しその利用目的を明示し、かつ、本人から直接これを収集しなければならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りではない。

(収集禁止事項)

- 5 乙は、業務を行うに当たっては、甲の承諾があるときを除き、次に掲げる事項に関する個人情報の収集を行ってはならない。
 - (1) 思想、信条及び宗教に関する事項
 - (2) 社会的差別の原因となる事実に関する事項
 - (3) 犯罪に関する事項
 - (4) その他区民の個人的秘密が侵害されるおそれがあると甲が認めた事項

(目的外利用及び第三者への提供等の禁止)

- 6 乙は、業務に関して知り得た個人情報を、この契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供し、若しくは使用させてはならない。

(適正な管理)

- 7 乙は、業務に伴い取り扱う個人情報について、施錠できる保管庫に保管する等善良な管理者の注意をもって保管及び管理にあたらなければならない。

(複写等の禁止)

- 8 乙は、業務を行うために甲から提供され、又は乙が収集した個人情報を複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

- 9 乙は、業務を行うに当たって、個人情報を取り扱う業務を一切第三者に委託してはならない。

(資料等の返還等)

- 10 乙は、この契約の終了後は、業務を行うために甲から提供され、又は乙が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を甲に返還し、又は引き渡し、乙が業務を行うに当たり乙の電子

計算機を使用した場合には、当該電子計算機に記録された業務に係る個人情報を消去する。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従う。

(業務に関する報告)

11 乙は、甲の求めがあった場合は、業務に関する個人情報の取扱い状況の報告を行うものとする。

(監査)

12 乙は、業務に関する個人情報の管理状況について、甲の立入調査等による監査を受けるものとする。

(従業員に対する教育)

13 乙は、乙の従業員に対する個人情報の適正な管理及び情報セキュリティに関する教育を実施するとともに、新宿区個人情報保護条例について周知するものとする。

(事故発生時等における報告)

14 乙は、業務に関する個人情報の取扱いに関して事故が発生し、若しくは発生するおそれがあるとき又は前各項に掲げる事項に違反したときは、速やかに甲に対して通知するとともに、その状況について書面をもって報告し、甲の指示に従うものとする。

(公表)

15 甲は、乙が前各項に掲げる事項に違反し、又は怠ったときは、その事実を公表することができる。

(損害の賠償)

16 乙は、第1項から第14項までに掲げる事項に違反し、又は怠ったことにより甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。